

国民健康保険税率見直しにあたって

2025年11月保険年金課

■国民健康保険構造上の課題

- *年令構成が高く、医療費水準も高い
- *所得水準が低い
- *保険税(料)負担が重い
- *一般会計への依存(赤字繰入)
- *市区町村格差

■被保険者数の状況(エクセル資料と「多摩市の国保」参照)

社会保険の適用拡大、少子高齢化、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行により被保険者数は減少。令和7年10月末現在被保険者数:26,379人

■国民健康保険税の構成

国民健康保険税は以下の区分ごとに賦課(課税)されている

- *医療給付分(基礎課税分):3割などの自己負担分を除く医療費を医療機関等に支払う分
- *後期高齢者支援分:後期高齢者医療制度を支えるため、0~74歳までの現役世代が負担
- *介護納付分:40~64歳の加入者の介護保険料相当分
- *令和8年度からは子ども・子育て支援金分が加わる。後段で説明

■医療費と保険税の関係(図1・表1)

平成30年度(2018年度)の医療制度改革により、国は約3,400億円の財政支援(公費拡充)を行い、都道府県と市町村が共に国民健康保険の保険者となり、都道府県は財政運営の責任主体として、「国民健康保険運営方針」を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することとなった。

- *上記以降、3割等の本人負担分を除く、7割分等の医療機関等に支払う「保険者負担分」は各都道府県が集約することとなった。
- *市区町村は保険税(料)を原資として「国保事業費納付金」を都道府県に納付、都道府県は国の公費等を合わせ、「普通交付金」として市区町村に交付、その「普通交付金」が「保険者負担分」として各医療機関に支払われる仕組みとなった。
- *「国保事業費納付金」の額は、国が示す医療費総額の見通しや市区町村ごとの医療費推計や所得水準等に応じて都道府県が決定
- *加えて「国保事業費納付金」を納付するために必要な保険料税額から「標準保険料率」を提示
- *「標準保険料率」は収納率が大きく低下するなどの不測の事態がなければ、赤字繰入はほぼ解消できる率となっている
- *市区町村は翌年の「国保事業費納付金」の額と「標準保険料率」を参考に翌年の保険税料率等

について国民健康保険運営協議会に諮問、答申を得たのちに決定している

*資料 令和8年度国保事業費納付金・標準保険料率 仮算定結果参照(後日送付予定)

図1 医療費と保険料税の関係

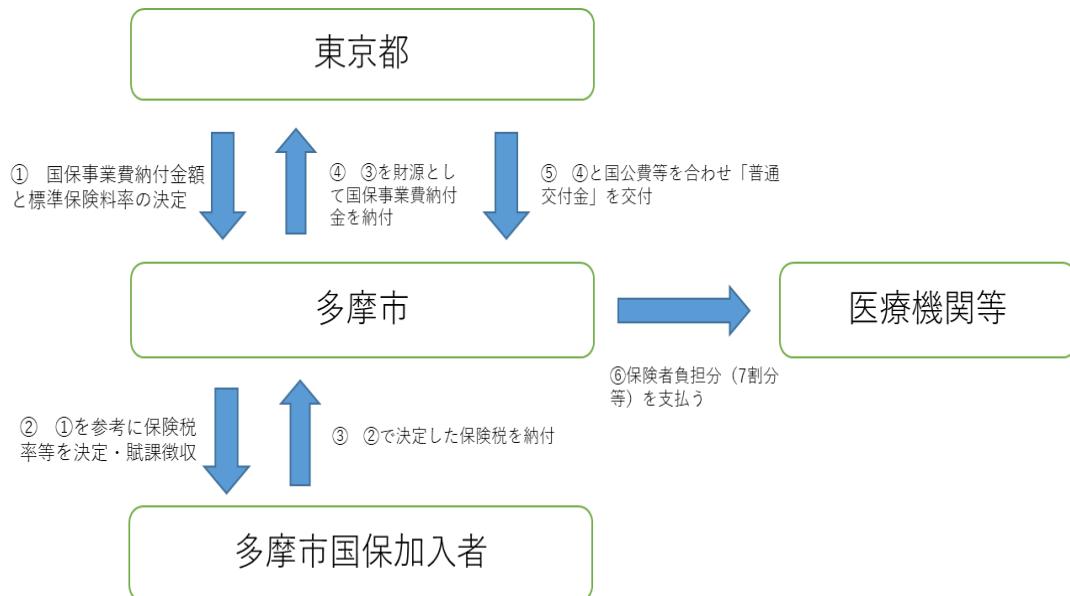


表1 多摩市国保の保険税率と東京都が示す標準保険料率

※医療給付分・後期高齢者支援分・介護納付分の合計

*所得割(%)

	令和7(2025)	令和6(2024)	令和5(2023)
多摩市国保	9.94	9.38	9.03
標準保険料率	12.82	13.89	13.23

*均等割(円)

	令和7(2025)	令和6(2024)	令和5(2023)
多摩市国保	55,200	53,500	51,600
標準保険料率	80,899	86,235	81,863

■国民健康保険特別会計の赤字解消(資料「令和4~6年度被保険者1人当たり一般会計からの赤字繰入金(低⇒高)参照)

*国民健康保険法第10条:都道府県・市町村はそれぞれ特別会計を設けなければならない

*国保特別会計は特定の収入(保険料税と国都からの補助)を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てられる会計のため、独立した位置づけとなっている

*しかしながら、医療の高度化など、複数の要因により保険料税収入だけでは賄いきれず、大半の区市町村はそれぞれの一般財源(会計)からの補填(赤字繰入)を受けている

- *一般財源(会計)からの補填(赤字繰入)は国保加入者以外の市民が負担していることになる
- *赤字繰入を解消するためにも都道府県内の保険料水準統一化が求められている
- *令和6年(2024年)度策定の「多摩市国民健康保険運営方針」では令和18年(2036年)度までに赤字繰入解消を目指すこととしている

■都道府県内の保険料水準統一について

*平成30年(2018年)度以降、都道府県内の保険給付(医療費)を管内の全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとなったことで、都道府県内のどこに住んでいても、同じ保険給付を、同じ保険料負担で受けられるのが望ましいとの考え方で、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、保険料水準の統一を進めていく必要があるとの考え方に基づき、国は「保険料水準統一加速化プラン」を策定した

*令和6年(2024年)6月、国は「保険料水準統一加速化プラン(第2版)」を策定。

*このプランでは、令和15年(2033年)度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年(2035年)度※令和18年(2036年度保険料算定)までの移行を目標とするとなっている。

*また、完全統一の目標年度を定めていない都道府県は令和8(2026)年までに目標年度の意識決定ができるよう取組を進めることとなっている

*現在、東京都と都内区市町村で保険料水準統一年度の目標年次について検討中である

■多摩地区26市の保険料税比較:(資料「令和6・7年度保険料税率等の状況」参照)

■令和8年度からの子ども・子育て支援金

*令和6年(2024年)「子ども・子育て支援金法等の一部を改正する法律」が成立し、子育て世帯を支える新しい分からち合い・連帯の仕組みとして、各医療保険者が医療保険制度上の給付に係る保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収することとなった。

*医療分等と同じく、所得割・均等割の2方式で賦課(課税)し、低所得者向けの軽減措置や賦課限度額を設ける予定

*ただし、18歳未満は均等割を全額軽減する